

整理番号	4	事業概要	事務所賃料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 4月分 事務所費 51,500円/月の内 議員事務所 25,750円/月 詠桜会(後援会) 25,750円/月 駐車場 7,000円/月の内 議員事務所 3,500円/月 詠桜会(後援会) 3,500円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料: 25,750円/月 4月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料: 3,500円/月 4月分
	《合計》	29,250	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 平成 28年 4月 25日
 決裁 平成 28年 5月 2日
 処理 平成 28年 5月 2日

ご利用明細

お取引内容 振込
お取引日時 2016-03-21 14.11
ご利用金融機関 北陸銀行
カード番号
お取扱枚数 万 五千 二十 十 同合わせ番号

ご案内 53099
お取扱後高
お振込先銀行名
お振込先支店名
科目・口座番号
お受取人名
お依頼人名 オクノ イコ 様
お依頼人電話番号 076-492-2828
お振込金額 ￥54,000* 手数料 ￥648*
お振込予約日 2016-03-22

取扱店番 0095 店番 E08 お取引番号 016857 お振込通番 000441
ご利用いただき、ありがとうございます。このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

ご利用明細

お取引内容 振込
お取引日時 2016-03-21 14.13
ご利用金融機関 北陸銀行
カード番号
お取扱枚数 万 五千 二十 十 同合わせ番号

ご案内 60074
お取扱後高
お振込先銀行名
お振込先支店名
科目・口座番号
お受取人名
お依頼人名 オクノ イコ 様
お依頼人電話番号 076-492-2828
お振込金額 ￥7,000* 手数料 ￥648*
お振込予約日 2016-03-22

取扱店番 0095 店番 E16 お取引番号 026790 お振込通番 000442
ご利用いただき、ありがとうございます。このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

事務所賃貸料分担契約書

奥野詠子後援会「詠桜会」（以下、「甲」という。）と富山県議会議員奥野詠子（以下、「乙」という。）とは、事務所（富山市大町282）の賃貸料について、次の条項により契約を締結する。

（賃貸物件）

第1条 甲と乙は、賃貸人■■■■（以下、「丙」という。）からの賃貸物件は、これを共同使用するものとする。

（用途）

第2条 前条の建物を、詠桜会事務所と富山県議会議員奥野詠子事務所として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（賃貸借期間）

第3条 使用賃貸の期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。期間満了時は、甲乙から申し出がなければ自動更新するものとする。

（賃貸料の額）

第4条 賃貸料は51,500円とする。

（賃貸料の条件）

第5条 乙は甲に対し、前条に定める賃貸料の2分の1を負担し、甲は、その残額の全てを負担する。丙に対する支払いは、乙が一括してこれを行うものとする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第6条 この契約により生ずる権利を譲渡、又は目的物件を転貸してはならない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者押印の上、各自一通を保管するものとする。

平成26年4月1日

甲 富山県富山市今泉30番地■■■■
詠桜会 会長 ■■■■
乙 富山県富山市今泉30番地1
富山県議会議員 奥野詠子 ■■■■

駐車場賃貸料分担契約書

奥野詠子後援会「詠桜会」（以下、「甲」という。）と富山県議会議員奥野詠子（以下、「乙」という。）とは、駐車場の賃貸料について、次の条項により契約を締結する。

（賃貸物件）

第1条 甲と乙は、賃貸人 [REDACTED]（以下、「丙」という。）からの賃貸物件は、これを共同使用するものとする。

（用途）

第2条 前条の駐車場を、詠桜会事務所と富山県議会議員奥野詠子事務所として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（賃貸借期間）

第3条 使用賃貸の期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。期間満了時は、甲乙から申し出がなければ自動更新するものとする。

（賃貸料の額）

第4条 賃貸料は7,000円とする。

（賃貸料の条件）

第5条 乙は甲に対し、前条に定める賃貸料の2分の1を負担し、甲は、その残額の全てを負担する。丙に対する支払いは、乙が一括してこれを行うものとする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第6条 この契約により生ずる権利を譲渡、又は目的物件を転貸してはならない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者押印の上、各自一通を保管するものとする。

平成26年4月1日

甲 富山県富山市今泉30番地1
詠桜会 会長 [REDACTED]

乙 富山県富山市今泉30番地1
富山県議会議員 奥野詠子 [REDACTED]

賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] と借主 奥野 詠子、この契約書により当初に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結する。

頭書1 目的物件の表示

建物	名称	吉田ビル1階B室		
	所在地	富山市大町282番地9		
	構造	鉄筋造陸屋根3階建の1階部分	新築年月	昭和49年8月
	種類	事務所	床面積	30.8m ²

頭書2 契約期間

平成25年11月1日から平成27年10月31日まで(2年間)

頭書3 賃料等

賃料等支払条件	月額	賃料	51,500円	支払方法	■振込
		共益費			振込手数料は借主負担とする
		駐車料		支払期限	翌月分を当月末日まで支払う
		町内会費		延滞損害金	年14.6%
		南富山商盛会費用	2,500円	金融機関	[REDACTED]
		月額合計	54,000円	店名	[REDACTED]
	契約一時金	敷金	100,000円	預金種別	[REDACTED]
		礼金	なし	口座番号	[REDACTED]
				口座名義	[REDACTED]
					[REDACTED]

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書1に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、 事務所を目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結する。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書2に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を自動更新又は更新契約することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書3の記載のとおり、賃料を甲に払わなければならない。

1 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

ア 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。

三 近傍類似の建物の賃料に変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 入居月の賃料に関して、1カ月に満たない期間の賃料は、1カ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費・水道使用料・清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載のとおり甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 入居月の賃料に関して、1カ月に満たない期間の共益費は、1カ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書3に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額

を、専ら補填するものとする。

本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で、乙に返還しないこととする。

本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

四 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。

五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 犬、猫その他小動物等ペットの飼育。

二 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

三 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、本項第一号から第四号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

一 畳の表替え、畳の取替え。

二 障子紙・ふすま紙の張り替え。

三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

四 その他費用が軽微な修繕。

- 2 前項の一号から四号の規定にかかわらず、乙は甲に事前に連絡し、同意を得ることにより自己の負担において修繕を行うことができる。
- 3 前二項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の消滅)

第10条 天災地変・火災・その他甲の責に帰すべきでない理由により賃貸借物件を通常の用に供することができなくなったときは本契約は当然に消滅する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 三 乙及び同居者が危険・不潔・その他近隣の迷惑となる行為をしたり、又は、乙の行為が共同生活の秩序を乱し甲より2回以上注意を受けたとき。
 - 2 乙が反社会的と認められる団体(暴力団や過激な政治活動集団等)の構成員として建物およびその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行なったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。
 - 3 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本物件を第1条の使用目的以外に使用したとき。
 - 二 第7条のいずれかの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して少なくとも30日以前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 乙が正当なる事由のため賃貸借期限前に本契約を解除しようとするときは1ヵ月以前にその旨相手方に対して予告する。乙の予告が1ヵ月以前でない場合には乙は、1ヵ月の賃料相当額を支払うものとする。

(期間内解約)

第 13 条 乙が本契約締結後 6 カ月以内に契約を解除するときは 1 カ月分の賃料を甲に支払わねばならない。

(積雪防護対策)

第 14 条 積雪時に於ける庭木等の防護施設は、甲の責任とし、雪下しは甲(所有者の管理義務)乙(占有者の管理義務)双方の折半負担により、実施するものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第 15 条 乙は、明渡し日を 10 日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。

2 乙は、第 11 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部)を甲に返還しなければならない。

4 乙は、明渡しについては、必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃をすませ、公共料金の精算をすませた上で鍵を引渡すものとする。乙の都合で、遵守できないときは、甲は乙に催告の上、乙の費用で残存物の処理等を行うことができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第 16 条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第 17 条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更。

二 頭書 5 に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第 18 条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 15 日以上不在になる場合。
- 二 頭書 4 に記載する同居人に新たな同居人(出生を除く。)を追加すること。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は解散等、不適格者に該当した時。

(延滞損害金)

第 19 条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365 日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第 20 条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

- 2 連帯保証人は、乙と連帯して自動更新、更新契約にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる乙の一切の債務を負担しなければならない。
- 3 乙が、本物件の明渡しの際、本物件内の残存物について乙が引き取らない場合には、連帯保証人が乙に代わって引取るものとし、引取りに要した費用は連帯保証人の負担とする。
- 4 連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告を受ける等によって著しく社会的信用を失墜したときは、借主は直ちに貸主に通知するとともに、貸主の承諾する連帯保証人に変更しなければならない。

(免責)

第 21 条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(その他)

第 22 条 本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

- 2 宅地建物取引業者への報酬は、平成 16 年国土交通省告示第百号により本契約と同時に乙より賃料及び駐車場使用料の合計額の 1 ヶ月分と消費税及び地方消費税の合計額を支払うものとする。

(合意管轄裁判所)

第 23 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 24 条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

建物の表示

名 称	吉田ビル 1階B室		
所 在 地	(住居表示) 富山市大町282番地9		
構 造	<input type="checkbox"/> 木造. <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造. <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造. <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造. <input type="checkbox"/> (コンクリートブロック) <input type="checkbox"/> 瓦葺. <input type="checkbox"/> スレート葺. <input type="checkbox"/> 亜鉛メッキ鋼板葺. <input checked="" type="checkbox"/> 陸屋根. <input type="checkbox"/> (1階) / 3階建		
種 類	<input type="checkbox"/> マンション・アパート・ <input type="checkbox"/> 戸建・ <input checked="" type="checkbox"/> (事務所)	新築年月	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和. <input type="checkbox"/> 平成49年8月
間 取 り	() <input type="checkbox"/> LDK. <input type="checkbox"/> DK. <input type="checkbox"/> K. <input type="checkbox"/> 納戸	床面積	約30.8m ²

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 建物全部事項証明書に記載された事項等(平成23年11月1日現在)

甲	名 義 人	住 所	富山市布瀬町南二丁目5番地5MAX 根塚コート201号
		氏 名	吉田 均
区	所有権にかかる権利に関する事項 (□有・■無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()	
乙 区	所有権以外の権利に関する事項 (□有・■無)	<input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ()	
登記名義人と貸主が <input type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる→理由: <input type="checkbox"/> 転貸借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>			

2 法令に基づく制限の概要

法 令 名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 <input type="checkbox"/> 新都市基盤整備法 <input type="checkbox"/> 流通業務市街地整備法 <input type="checkbox"/> 農地法
制 限 の 内 容	<div style="text-align: right;">※別添補足資料参照</div>

3 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域: <input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内
-------------	---

4 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件のとき)

本物件は未完成物件に <input type="checkbox"/> 該当します。(※資料17にて完成時の形状を説明。) <input checked="" type="checkbox"/> 該当しません。

給水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲用水	■公営・□私営・□井戸 / [メーター]■専・□子・□割当・□
②	電気	北陸電力・■ / [容量] 40 アンペア / [メーター]■専・□子・□割当・□
③	ガス	■都市・□プロパン(□集中・□個別)・■無 / [メーター]□専・□子・□割当・□
④	排水	■公共下水・□浄化槽・□側溝
⑤	トイレ	■公共下水・□浄化槽・□汲取
備考		

6 建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)

①	台所	■専用・□共用
②	トイレ	■専用・□共用 / ■水洗・汲取 / [ユニットバスの場合]浴室と(□一緒・□別)
③	浴室	□有[専用(□ユニットバス・□)]・□共用]・■無
④	シャワー	□有[設置場所](□浴室・□洗面所・□)・■無
⑤	洗面所	□有 / [ユニットバスの場合]浴室と(□一緒・□別)・■無
⑥	給湯	□有(□使用可・□不可) / [設置場所](□台所・□浴室・□洗面所・□洗濯・□) / (□ガス・□電気・□石油)使用・■無
⑦	コンロ	□有(□電気・□ガス・□) / (□使用可・□不可)・■無
⑧	エアコン	■有 / 冷暖房 1 台(■使用可・□不可) 冷房 台(□使用可・□不可) 暖房 台(□使用可・□不可)・□無(□設置可・□不可)
⑨	照明器具	■有(■台所・□廊下・■トイレ・□浴室・□洗面所・□玄関内・□玄関外・□倉庫) ■事務所(1 ヶ所)・□無
⑩	電話設置	■可(1 ヶ所)・□不可
⑪	インターネット配線	□有・■無・□
⑫	共聴設備	TVアンテナ □有(□VHF・□UHF・□BS・□CS・□)・■無 / [その他の設備]
⑬	エレベーター	□有(基)・■無
⑭	駐車場	□有(□敷地内・□敷地外) / 空(□有・□無)月額 円(内消費税等相当額 円) ■無
⑮	駐輪場	□有(□敷地内・□敷地外) / 空(□有・□無)月額 円(内消費税等相当額 円) ■無
⑯	専用庭	□有 / 月額 円(内消費税等相当額 円)
⑰		
備考		

(注) 消費税相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

7. 宅地造成等規制法による規定する造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域 : ■外・□内
----------	------------------

8. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査の結果の記録の有無	有	無
石綿使用調査の内容		

9. 耐震診断の内容

耐震診断の有無	有	無
耐震診断の内容		

取引条件に関する事項

賃料・賃料以外に授受される金額等

賃料	月額50,000円 (内消費税等相当額) 円	南富山商 盛会費用 (共益費)	月額2,500円 (内消費税等相当額) 円	支払い時期 ・方法	毎月末日までに翌月分を <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座引落 <input type="checkbox"/> 持参 (振込手数料は、借主負担とする)
敷金	100,000円 (賃料 2ヵ月相当)	礼金	円 (賃料 1ヵ月相当)	駐車料	円
町内会費					

2 契約の解除に関する事項

- 賃料を2ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、7日経過したのちに契約を解除されます。
- 借主は、貸主に対して少なくとも30日前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「7 定期借家契約の場合」の通りです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め 無し・ 有り(契約終了後、物件の明渡し完了しない時は、その期間の家賃等の2倍の金額を貸主に支払うものとする。)

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか 講じません。 講じます。(保全措置を行う機関:)

5 金銭の貸借のあつせん(■無し・□有り)

あつせんの内容	金銭貸借が成立しないときの措置
---------	-----------------

6 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約 <input type="checkbox"/> 定期借家契約 <input type="checkbox"/> 取壊し予定期限付き借家契約 <input type="checkbox"/> 一時使用の賃貸借 <input type="checkbox"/> 高齢者の居住の安定確保に関する法律による終身建物賃貸借契約 <input type="checkbox"/> 使用貸借
期間	平成23年11月1日 から 平成25年10月31日まで(■ 2年間・□ 月間)
更新	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約です(合意により再契約することはできます)。 <input type="checkbox"/>
更新料	■有(更新事務 家賃×0.5ヵ月分/2年毎 円)・□無
備考	

7 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	<input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 事業用
契約の方式	公正証書に: <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担(□貸主・□借主・□折半)
契約の内容	<input type="checkbox"/> 本件建物について借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、平成 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 <input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。 [中途解約について] <input type="checkbox"/> 中途解約の権の内容については、契約書(案)の通りです。 <input type="checkbox"/> 本契約は、床面積200㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったとき、貸主からの申入れをすることができます。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から 日を経過することによって終了します。
備考	

8 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	<input type="checkbox"/> 居住専用 () <input type="checkbox"/> 店舗専用 () <input checked="" type="checkbox"/> 事務所専用 () <input type="checkbox"/> その他 (事務所・倉庫) ()
利用の制限	<input type="checkbox"/> ペットの飼育 () <input type="checkbox"/> ピアノの使用 () <input type="checkbox"/> その他 ()

9 敷金等の精算に関する事項

滞納家賃・損害金に充当する

10 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	山本不動産建築		
住所(主たる事務所の所在地)	富山市大町南台48-25	TEL	076-491-3100
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第	号	

11 建物敷地が借地の場合(該当する・しない)

借地権の種類	期限	平成 年 月 日迄	内容	賃貸借契約書参照
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 一般定期 <input type="checkbox"/> 建物譲渡特約付 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 旧法				
備考				

III その他の事項

1 添付書類

1.	4.
2.	5.
3.	6.

2. その他

頭書宅地建物取引主任者から宅地建物取引主任者証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

なお、契約成立時には、媒介報酬額(消費税額及び地方消費税類含む) 52,500 円を支払うことを承諾しました。

平成23年11月 日

借主(住所)

(氏名)

印

駐車場賃借契約書

賃借人 [] と 賃借人 奥野 録子 との間に、次の通り自動車駐車場賃借契約を締結する。

第1条

賃借人はその所有する次に表示の自動車駐車場を賃借人の所有する自動車を駐車する目的を以てこれを賃借する。

- (1) 自動車駐車場の所在地：富山市大町二区216-1番地内
 - (2) 駐車する場所：NO [] 番
 - (3) 駐車場利用自動車ナンバー：[] (白ズブ) [] (白ズブボクズ)
- 利用自動車を代える場合は速やかに賃借人は賃借人に報告しなければならない。

第2条 賃料は1台当り月額 7,000円として、毎月末日までに翌月分を賃借人に支払うものとする。

第3条 賃借契約期間は平成24年 / 月 / 日より1ヶ年とする。

但し、契約期間が満了した時には契約更新について賃借人と賃借人が協議する。また、このときに経済的諸般の状況等によっては、賃料を変更することが出来るものとする。

第4条 賃借人が次の各号のいづれかに抵触したときは、賃借人は直ちにこの契約を解約することのできるものとする。

- (1) 賃料の支払いを2ヶ月怠った時
- (2) 駐車場以外の目的に使用したとき
- (3) 第三者に転賃した時
- (4) その他契約の主旨に違反した時

第5条 賃借人が所有する自動車が駐車場を使用中に、天災・盗難・火災等により自動車に損害が生じることがあっても、賃借人は、その責を負わないものとする。

第6条 賃借人及びその家族、使用者、訪問者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場の施設或いは他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は速やかにその損害の処理等に対処するものとする。

第7条 この契約を解除するときは1ヶ月前に相手方に予告するものとする。
但し、賃借人は予告に代えて1ヶ月分の賃借料を賃借人に支払って即時に解約することが出来るものとする。

第8条 賃料は賃借人の指定する下記の金融機関に振込むが、賃借人の自宅まで持参するものとする。

振込金融機関
口座名義
口座番号

第9条 この他定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

上記の通り、契約したことを証するため署名・押印のうえ、双方各一通を保有するものとする。

平成 23 年 12 月 28 日

賃借人
住所 []
氏名 []
住所 富山市今富001-202
氏名 奥野 録子

賃借人

整理番号	488	事業概要*	県政報告		
使途項目*	03	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費
					05_会議費
					10_人件費
内容	県政報告vol.16 6,000部 259,200円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	印刷費	259,200	県政報告vol.16 6,000部 259,200円		
	(合計)*	259,200			

領 収 証

奥野詠子 様

28年5月27日



¥ 259,200 -

但し県政報告Vol.16 6,000部
上記の金額正に領収いたしました



有限会社 平野綜合印刷社
〒939-8208 富山県新井町南2丁目9
代表取締役 平野 敏

收受 平成 28 年 6 月 15 日
決裁 平成 28 年 6 月 20 日
処理 平成 28 年 6 月 20 日

おくのえいこ 県政報告

明日の富山を創る！



Vol.16

平成28年5月発行
発行：自由民主党
富山県議会議員会

Q 学校給食向け牛乳について、県として補助など支援する考えはあるが、どうか。

富山県の学校給食用牛乳は、県内すべての小中学校や夜間高校等に提供されており、その牛乳は100%富山県産でまかなわれている。
学校給食用牛乳については、県予算として特別な措置は行われていない。

A 農林水産部長

学校給食用牛乳に限らず、良質で安全な県産牛乳を供給できるよう、県独自に、「県産牛乳グレードアップ事業」による、搾乳設備等の整備への支援などに加え、平成28年度、新たに「県産牛乳導入支援事業」による畜産経営の生産基盤の強化を図るため、優良な乳用初妊牛の導入経費に助成する。
将来にわたって、学校給食用をはじめ、良質で新鮮な県産牛乳が県民に安定して供給されるよう、しっかりと取り組みたい。

「出席ゼロ」委員も

会期は林さんでもいよいよです。委員は、県政大綱を踏まえて、出席ゼロの委員も出てくる。出席ゼロの委員は、県政大綱を踏まえて、出席ゼロの委員も出てくる。出席ゼロの委員は、県政大綱を踏まえて、出席ゼロの委員も出てくる。

A 平成28年3月18日 北日本新聞掲載



2月議会の質問では、「県立学校整備の在り方等に関する検討委員会」の答申が出されたことから、県が設置している審議会等の在り方について取り上げました。

県立学校の統廃合については、様々な地域から地元の高校の存続を要望する声が上がると、市町村や地域を巻き込んだ大議論となっています。そこで、検討会の議論の経緯や配布資料を取り寄せ、委員の方にも直接、お話しを伺いました。

高校の統廃合の方針という大変大きな課題を取り扱うにも関わらず、大半を欠席している委員や三分の一以上の委員が欠席している回があり、そもそも検討会としての体をなしていないことが分かりました。さらに担当が用意した検討会資料には、少人数学校のデメリットが列記されており、議事録においても委員の激しい発言や提案は記載されていないなど、多くの課題を感じました。また熱心に取り組んでいただいている委員の方からは、この現状に対する不満も聞かれました。

県が設置している他の審議会等の会議を順に調べると、県立高校の在り方検討会だけでなく、そもそも審議会等の設置・運営そのものが形骸化していることが問題だと感じています。

審議会等でまとめられた方針や答申は、多くの場合がそのまま当局の方針となり、議会は専門家や関係者による審議会での議論を最大限尊重します。委員の発言は、県政に大きな影響を持します。審議会の健全な運営について今後も注目していきたいと思えます。

6月議会では、6月10日(金)14:00～
一般質問予定です。
ケーブルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoelko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 友愛リンクエースの欄にはメッセージと一緒に送って頂くようお願いいたします。
Twitter 本人アカウント 奥野詠子 (@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子後援会 詠歌会 (@eikoai)

富山県議会自民党控室
富山県議会議員事務所
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421
〒939-8073 富山市大町2-8-2
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536
E-mail: [redacted]

おのえいこ

薫風の候、茶々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
はじめに週日発生した熊本地震では、連日大きな地震が続き、多くの方が被災しました。被害に遭われた方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。この熊本地震では、最初の震度7の揺れの翌日に、再び同規模の揺れを観測するなど、これまでの地震の想定を上回る事態となり、はじめは持ち堪えていた建物も日増しに倒壊する惨状となりました。大きな余震が治まらないために、避難所に指定されている体育館の吊り天井の強度が足りず、外にテントを張ったり、車中での生活を余儀なくされている方々、またペットを連れての集団避難生活が困難で、車中生活をする方々の姿も多く見受けられました。五年前の東日本大震災時にも、災害への備えの大切さを痛感したところでしたが、またしても多くの課題が浮き彫りとなり、富山県内でも異なる計画の充実に努めなくてはならないと感じています。
さて富山県は北陸新幹線の開業から一年余りが経過し、地方創生施策も第二ステージを迎えています。富山県の特徴を活かした誰もが住み良い街づくりを目指して、今年度も邁進する所存です。

富山県議会議員
奥野 詠子

平成28年3月定例会

行事物別委員会

(3月17日質問 抜粋)

高等特別支援学校等について

Q. 高等特別支援学校の第一期卒業生の就職内定状況について伺う。

高等特別支援学校とは、軽度の障がいのある生徒を対象として、卒業後の一級就労を目指す学校で、富山県では平成25年4月に北陸初となる本校が開校した。本年3月に第一期生が卒業を迎えた。

教育長

A. 富山高等支援学校と富山高等支援学校で、この3月に両校の第一期卒業生となった26名のうち、就職希望者26名全員が一般企業への就職が内定した。

Q. 高等特別支援学校の設置とこの3年間の取組みの評価について伺う。

知事

A. きめ細かな職業教育が重要であることから、両校では1学年3学期24人の少人数の定員とし、職業生活に必要な習慣や態度、基礎的な学力を習得させるとともに、4つの実習分野を設け、職場見学や就業体験を1年生の時から計画的に実施している。

初めての卒業生の進路からも、両校の取組みが実を結んだものとして大変嬉しく思っており、設置して良かったと感じている。

Q. 今後の中学校での進路指導の取組みについて伺う。

教育長

A. 平成28年度は、全ての中学校に出向き、就職を希望する生徒全員が一般企業へ就職したとことや求職から、新たに卒業後の就職活動にも手厚く支援していくことなどを丁寧に説明する。

Q. 高等特別支援学校の卒業生をはじめ、障がいのある人の就職防止の取り組みについて伺う。

国土労働部長

A. ハローワークでは、職場訪問を行っているほか、職場適応を専門的に支援するため、県内に11名配置されているジョブコーチが、必要な助言や職場環境の改善を提案している。

県では企業向けの障がい者雇用に関する業務研修の開催等、障がい者雇用に係る知識や理解の促進を図っているほか、障害者就業・生活支援センターによる短期の職場実習を行っている。

教育長

A. 特別支援学校高等部の平成24年3月卒業生の就職後3年間の就職率は30%、職場の方とコミュニケーションが取れない等の理由が挙げられている。

平成28年度は、新たに障害者就業サポート11名を配置し、生徒の就職先を巡回して、直接、生徒や企業からの相談に応じ、助言を行うこととしている。

Q. 高等学校等に進学した生徒が、高等特別支援学校に進路変更を希望した際の対応について伺う。

教育長

A. これまでに、高校に進学した生徒7人から、両校に進路変更したいとの相談があり、そのうち3人が高等特別支援学校の生徒となっている。また3人が先の入学希望校に合格し、専ら高校の生徒になる見込みである。

進路変更の相談については、生徒本人の希望を丁寧に確認し、適性を踏まえ、保護者の方々の考えを十分に聞き取り、在籍している高校とも連携して、丁寧に親身な対応に努めている。



富山県審議会等に関する委員会

富山県では、審議会等の設置および運営に関する要綱を定め、地方自治法に基づき付属機関としての会議と、要綱等による任意の有識者会議が設置されている。平成27年度時点で、付属機関と任意の会議合わせて133の審議会等がある。

Q. 県の審議会等の目的と県政における役割、県議会との関係について伺う。

経営管理部長

A. 審議会等は、県政の特定の重要事項に関し、有識者等からの意見を聴取し県政に反映させることを主な目的としている。付属機関は会議制機関として機関意見を表明することができるのに対し、任意の委員会等は出席者の意見の表明、又は意見交換の場であるという違いがある。

審議会等の答申や意見は、大方は法的拘束力を持つものではなく、任意の有識者会議の意見も法的拘束力を持たない。執行機関とすれば、各分野の専門的な立場からの意見をできるだけ尊重し活用している。

住民の代表である議会とは、審議会等の意見を踏まえた長官の提案について、議論いただいた上で最終的に意思決定いただくことになると考えている。

Q. 委員した委員の中には全ての会議を欠席しているケースもあるが、委員から欠席する旨の連絡があった際の対応について伺う。

経営管理部長

A. 審議会等の会議の開催は、委員が出席できるように日程調整するとともに、活発な議論がなされるよう事前に資料送付するよう努めている。

都合により欠席する旨の連絡があった委員へは、書面による意見の提出や、面談による意見の聞き取りを行う等の対応が考えられる。



Q. 高いモチベーションと問題意識を持った委員を選び、委員の意見を丁寧に聞き取り、県政に反映させるよう努力すべきと考えますがどうか。

知事

A. 審議会等の委員の選任は、専門的な知識、経験を持つ方や、関連する分野で優れた識見を持つ方の中から、バランスよく選任することに努めている。県民に身近な社会問題等の審議会では、委員の公募制を導入している。

なお、県の職員には、委員の意見を積極的に引き出すよう努力することで、審議会等が実り多きものとなり、県民の幸せの光栄につながることを強く意識してもらいたい。

学校給食のあり方

Q. 学校給食向け県産食材活用拡大プロジェクト事業を推進すべきと考えますが、どのように取り組むのか。地産地消や食育に加え、TPP対策の視座も踏まえて、より手厚い支援について伺う。

農林水産部長

A. 県産食材の活用は、地産地消や食育の推進にとっても大変重要である。

県では、県産の野菜・果菜等の食材を使用する特別給食や、米粉パンの導入、富山産で獲れた魚の提供等に対して支援を行っており、学校給食への県産野菜・米等の利用量は、平成16年度の163トンから平成28年度には585トンと、10年間で、3倍以上に増加している。

県では、平成28年度に「県産食材活用拡大プロジェクト事業」として、県産食材活用検討会を開催する。主な品目の出荷時期・出荷量や学校給食における需要見込み等の情報を共有できる仕組みづくりや、産地間連携も含めた安産産供給対策について検討し、旬の県産食材の使用に伴う増し産へ支援するなど、学校給食による県産食材の利用拡大を目指す。

整理番号	489	事業概要*	新聞購読															
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費													
内容	北日本新聞 4月分 5月分 富山新聞 4月分 5月分																	
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考															
	北日本新聞	6,144	4月分 3,072円	5月分 3,072円	/													
	富山新聞	6,144	4月分 3,072円	5月分 3,072円	/													
	《合計》*	12,288	/															
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)																		
<p>2016年4月分 領収証 発証No.00000905-201604-1</p> <p>奥野 詠子 様</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>経</th> <th>柄</th> <th>部数</th> <th>全</th> <th>額</th> </tr> <tr> <td>北日本新聞朝刊</td> <td></td> <td>1</td> <td>3,072</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>合計金額</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 24px; font-weight: bold;">¥3,072</td> </tr> <tr> <td>(消費税込み)</td> </tr> </table> <p>ご購読ありがとうございます。 (有)掛尾新聞販売店 クレジットカード決済可能です。</p> <p>毎度ご購読有難うございます 上記金額に領収致しました</p> <p>076-425-4061</p> <p>北日本新聞</p>						経	柄	部数	全	額	北日本新聞朝刊		1	3,072		合計金額	¥3,072	(消費税込み)
経	柄	部数	全	額														
北日本新聞朝刊		1	3,072															
合計金額																		
¥3,072																		
(消費税込み)																		
<p>領収印</p> 																		

收受 平成 28 年 6 月 15 日
 決裁 平成 28 年 6 月 20 日
 処理 平成 28 年 6 月 20 日

2016年5月分 領収証 発証No. 00000905-201605-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額	¥3,072
(消費税込み)	

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収

北日本新聞



領収証

16年 04月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



皆様に支えられ、おかげさまで創刊93年。
引き続き、まごころ込めてお届けします。

領収証

16年 05月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



皆様に支えられ、おかげさまで創刊93年。
引き続き、まごころ込めてお届けします。

整理番号*	490	事業概要*	事務所賃料		
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	事務所・駐車場 賃料 5月分(4/19)・6月分(5/13) 事務所費 51,500円/月の内 議員事務所 25,750円/月 詠桜会(後援会) 25,750円/月 駐車場 7,000円/月の内 議員事務所 3,500円/月 詠桜会(後援会) 3,500円/月				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	賃借料	51,500	事務所賃料: 25,750円/月 5・6月分		
	賃借料	7,000	駐車場賃料: 3,500円/月 5・6月分		
	(合計)*	58,500			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 28 年 6 月 15 日
 決裁 平成 28 年 6 月 20 日
 処理 平成 28 年 6 月 20 日

共同出張所 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます
ご利用の明細は下記のとおりでございます

お取引の種別	振込処理番号	日付
お振込	1020354	28-04-19
銀行番号	預金庫番号	科目・口座番号

お取引日時	お取引金額
16:32	¥54,000
お取引後の残高	*****

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日: 04月20日 000206

様

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください

お願い... 通帳へ記入されるまで大切に保管ください。

共同出張所 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます
ご利用の明細は下記のとおりでございます

お取引の種別	振込処理番号	日付
お振込	1020358	28-04-19
銀行番号	預金庫番号	科目・口座番号

お取引日時	お取引金額
16:33	¥7,000
お取引後の残高	*****

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日: 04月20日 000208

様

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください

お願い... 通帳へ記入されるまで大切に保管ください。

ご利用明細

お取引内容	お取引日付	お取引時刻
振込	2016-05-13	14.43
ご利用金額	北信濃銀行	
カード番号	*****	
お取扱枚数	万 五 千 二 十 十	同合わせ番号
ご案内	96049	
お取扱後残高	*****	
お振込先銀行名	*****	
お振込先支店名	*****	
科目・口座番号	*****	
お受取人名	様	
ご依頼人名	オクノ イコ 様	
ご依頼人電話番号	076-492-2828	
お振込金額	¥54,000*	手数料 ¥540*

取扱店番 0095 店番 E02 お取引番号 011367 お振込通番 000204
ご利用いただき、ありがとうございます。このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

ご利用明細

お取引内容	お取引日付	お取引時刻
振込	2016-05-13	14.44
ご利用金額	北信濃銀行	
カード番号	*****	
お取扱枚数	万 五 千 二 十 十	同合わせ番号
ご案内	63059	
お取扱後残高	*****	
お振込先銀行名	*****	
お振込先支店名	*****	
科目・口座番号	*****	
お受取人名	様	
ご依頼人名	オクノ イコ 様	
ご依頼人電話番号	076-492-2828	
お振込金額	¥7,000*	手数料 ¥540*

取扱店番 0095 店番 E12 お取引番号 025314 お振込通番 000206
ご利用いただき、ありがとうございます。このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

整理番号	491	事業概要*	人件費
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 06_資料作成費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費	
内容	4月分 5月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	150,000	150,000円の1/2 2か月分(4月分・5月分)
	(合計)*	150,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 平成 28 年 6 月 15 日
 決裁 平成 28 年 6 月 20 日
 処理 平成 28 年 6 月 20 日

勤務実績表

平成28年4月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	金	9:00 ~ 16:00	6	16	土		
2	土			17	日		
3	日			18	月	9:00 ~ 16:00	6
4	月	9:00 ~ 16:00	6	19	火	9:00 ~ 16:00	6
5	火	9:00 ~ 16:00	6	20	水	9:00 ~ 16:00	6
6	水	9:00 ~ 16:00	6	21	木	9:00 ~ 16:00	6
7	木	9:00 ~ 16:00	6	22	金	9:00 ~ 16:00	6
8	金	9:00 ~ 16:00	6	23	土		
9	土			24	日		
10	日			25	月	9:00 ~ 16:00	6
11	月	9:00 ~ 16:00	6	26	火	9:00 ~ 16:00	6
12	火	9:00 ~ 16:00	6	27	水	9:00 ~ 16:00	6
13	水	9:00 ~ 16:00	6	28	木	9:00 ~ 16:00	6
14	木	9:00 ~ 16:00	6	29	金		
15	金	9:00 ~ 16:00	6	30	土		
小計			66	小計			54
				合計			120
賃金月額		150,000					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務調査費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

勤務実績表

平成28年5月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	日			16	月	9:00 ~ 16:00	6
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6
3	火			18	水	9:00 ~ 16:00	6
4	水			19	木	9:00 ~ 16:00	6
5	木			20	金	9:00 ~ 16:00	6
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月	9:00 ~ 16:00	6
9	月	9:00 ~ 16:00	6	24	火	9:00 ~ 16:00	6
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土		
14	土			29	日		
15	日			30	月	9:00 ~ 16:00	6
				31	火	9:00 ~ 16:00	6
小計			42	小計			72
				合計			114
賃金月額		150,000					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務調査費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

雇用契約書

1. 雇用期間

平成25年10月1日から雇用し期間は定めないものとする。

2. 労働時間

午前9時00分から午後4時00分までとする。

3. 休憩時間

正午から午後1時までとする。

4. 休日

土、日曜日及び祝祭日

5. 勤務場所

自由民主党富山県議会議員 奥野詠子事務所 富山市大町282番地

6. 業務内容

政務活動調査に関すること。

7. 賃金等

月額150,000円(税込)、通勤手当は実費を支給するものとする。

8. 守秘義務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. その他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

平成25年10月1日

甲 雇用者 富山市今泉30-1

自由民主党富山県議会議員

奥野 詠子

乙 被雇用者

967		県政報告
03_広聴広報費	01_調査研究費	02_研修費
	06_資料作成費	07_資料購入費
		03_広聴広報費
		04_要請陳情等活動費
		05_会議費
		08_事務所費
		09_事務費
		10_人件費
県政報告vol.16 郵送費(5月送付・支払い6月20日) 後納郵便 @65円 5,139通 334,035円		
郵送費	334,035	県政報告vol.16 5,139通
《合 計》	334,035	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)		

收受 平成 28 年 8 月 5 日
 決裁 平成 28 年 8 月 8 日
 処理 平成 28 年 8 月 9 日

領収書 (Receipt)

お客さま氏名 (Customer)

奥野 詠子

様

右記、金額を 2016年 6月 20日付けで

口座振替により領収致しました。

発行日 2016年 7月 7日

ご請求番号 (Billing ID)	322130-1002737-00
ご請求の内訳 (Billing Details)	2016/05/01~2016/05/31 料金後納ご利用額
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	334,035 円 24,743 円
金融機関	

日本郵便株式会社



印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

整理番号	968	事業概要*	新聞購読		
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 05_会議費 09_事務費 10_人件費
内容	北日本新聞 6月分 富山新聞 6月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞	3,072	6月分	3,072円	
	富山新聞	3,072	6月分	3,072円	
	《合計》*	6,144			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 28 年 8 月 5 日
 決裁 平成 28 年 8 月 8 日
 処理 平成 28 年 8 月 9 日

2016 6月 領収証 No. 00000905-201606-1

奥野 詠子 様

品名	数量	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

¥3,072
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

076-425-4061

北日本新聞



領収証

16年 06月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



今年も「富山新聞花火」をお楽しみ下さい。
氷見8/6、福岡8/7、砺波8/15予定。

整理番号	969	事業概要	上下水道料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	6月請求分 2,548円 7月4日支払い 議員事務所 1,274円 詠桜会(後援会) 1,274円		
上記事業に用いた経費	総費の内容	金額(円)*	備考
	事務所 上下水道代	1,274	6月請求分: 2,548円 1/2
	《合計》*	1,274	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)



平成28年度 富山市水道料金等
納入通知書兼 領収書

お客さま番号

使用者 奥野 詠子 様
納入者 奥野 詠子 様
発行日 平成28年 7月 1日
納期限 平成28年 7月 15日

給水装置場所
富山市大町(大町2区) 382

使用期間	平成28. 4. 4~平成28. 6. 6
口径	20 mm 用途: 家庭用
上水道使用水量	3 m ³
下水道使用水量	3 m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日

平成28年 6月請求分	
水道料金	1,058円
内消費税	78円
下水道使用料	1,490円
内消費税	110円
し尿くみ取り手数料	0円
内消費税	0円
合計金額	2,548円
内消費税	188円

領収日付印

 お問合せ窓口は表面に記載しております
 *領収日付印の押印によって効力が発生します。

富山市上下水道事業管理課
富山市上下水道局
出納・収納取扱金融機関
及びコンビニエンスでは取入印紙不要
口座番号 00720-5-960609 (富山県システム)
加入者名 富山市上下水道事業管理課 (お客さま控)

收受 平成 28 年 8 月 5 日
決裁 平成 28 年 8 月 8 日
処理 平成 28 年 8 月 9 日

整理番号	970	事業概要*	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 7月分(6/16) 8月分(7/19) 事務所費 51,500円/月の内 議員事務所 25,750円/月 詠桜会(後援会) 25,750円/月 駐車場 7,000円/月の内 議員事務所 3,500円/月 詠桜会(後援会) 3,500円/月					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考			
	賃借料	51,500	事務所賃料: 25,750円/月 7月分 8月分			
	賃借料	7,000	駐車場賃料: 3,500円/月 7月分 8月分			
	《合 計》*	58,500				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成 28 年 8 月 5 日
 決裁 平成 28 年 8 月 8 日
 処理 平成 28 年 8 月 9 日

**北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控**

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0214502	28-06-16	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号

紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	千円	千円	円

時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
16:16	¥432円	¥54,000円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日: 06月17日 000146
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted] 様
オクノ イコ 様
電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A T M振込の組戻しはご利用控えを添付ください。

06/15/2012 17:10 106x300 CR

**北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控**

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0217854	28-07-19	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号

紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	千円	千円	円

時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
10:38	¥432円	¥54,000円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥432
000146
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted] 様
オクノ イコ 様
電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A T M振込の組戻しはご利用控えを添付ください。

06/15/2012 17:10 106x300 CR

**北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控**

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0214506	28-06-16	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号

紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	千円	千円	円

時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
16:16	¥432円	¥7,000円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日: 06月17日 000146
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted] 様
オクノ イコ 様
電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A T M振込の組戻しはご利用控えを添付ください。

06/15/2012 17:10 106x300 CR

**北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控**

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0217858	28-07-19	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号

紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	千円	千円	円

時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
10:38	¥432円	¥7,000円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥432
000147
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted] 様
オクノ イコ 様
電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A T M振込の組戻しはご利用控えを添付ください。

06/15/2012 17:10 106x300 CR

整理番号	971	事業概要*	電気代								
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	6月分 3,860円 7月4日支払い 議員事務所 1,930円 詠桜会(後援会) 1,930円										
	7月分 3,403円 8月1日支払い 議員事務所 1,701円 詠桜会(後援会) 1,703円										
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考								
	事務所 電気代	1,930	6月分 3,860円 の1/2								
	事務所 電気代	1,701	7月分 3,403円 の1/2								
	《合計》*	3,631									
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)											

收受 平成 28 年 8 月 5 日
 決裁 平成 28 年 8 月 8 日
 処理 平成 28 年 8 月 9 日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社					
平成	年	月	分	金額			円
28	6					3 8 6 0	
振込人 (ご契約名)		奥野 詠子				消費税等相当額(再掲) 円	
お支払期日		7月21日				精算額(再掲) 円	
						285	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	3860	285
合計	3860	285

北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 ☎ 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。
 2015年7月21日 領収日-附印
 15,704
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客さま控)2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社					
平成	年	月	分	金額			円
28	7					3 4 0 3	
振込人 (ご契約名)		奥野 詠子				消費税等相当額(再掲) 円	
お支払期日		8月22日				精算額(再掲) 円	
						252	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	3403	252
合計	3403	252

北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 ☎ 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。
 16
 領収日-附印
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客さま控)2485

整理番号	972	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 5月分	8,482円 (6月請求分)	7月4日支払い
	議員事務所 詠桜会 (後援会)	4,241円 4,241円	
	固定電話 6月分	8,544円 (7月請求分)	7月27日支払い
	議員事務所 詠桜会 (後援会)	4,272円 4,272円	
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考
	事務所 固定電話代	4,241	5月分 (6月請求分) 8,482円÷2 /
	事務所 固定電話代	4,272	6月分 (7月請求分) 8,544円÷2 /
	《合計》*	8,513	/

《領収書貼付枠》 (原則、領)

付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枠をお出しください。上記以外のお支払いの場合は切り取りを必ずおこなってください。

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2016年 6月ご請求分
金額(円)
¥8,482-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

207511
16.7.04
岡山駅前公園駅前店

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枠をお出しください。上記以外のお支払いの場合は切り取りを必ずおこなってください。

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2016年 7月ご請求分
金額(円)
¥8,544-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

207511
16.7.27

收受 平成 28 年 8 月 5 日
 決裁 平成 28 年 8 月 8 日
 処理 平成 28 年 8 月 9 日

整理番号	973	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費	・02_研修費	・03_広聴広報費	・04_要請陳情等活動費
		06_資料作成費	・07_資料購入費	・08_事務所費	・09_事務費
					・10_人件費
内容	6月分 7月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	150,000	150,000円の1/2 2か月分(6月分・7月分)		
	《合計》*	150,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 28 年 8 月 5 日
 決裁 平成 28 年 8 月 8 日
 処理 平成 28 年 8 月 9 日

勤務実績表

平成28年6月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	水	9:00 ~ 16:00	6	16	木	9:00 ~ 16:00	6
2	木	9:00 ~ 16:00	6	17	金	9:00 ~ 16:00	6
3	金	9:00 ~ 16:00	6	18	土		
4	土			19	日		
5	日			20	月	9:00 ~ 16:00	6
6	月	9:00 ~ 16:00	6	21	火	9:00 ~ 16:00	6
7	火	9:00 ~ 16:00	6	22	水	9:00 ~ 16:00	6
8	水	9:00 ~ 16:00	6	23	木	9:00 ~ 16:00	6
9	木	9:00 ~ 16:00	6	24	金	9:00 ~ 16:00	6
10	金	9:00 ~ 16:00	6	25	土		
11	土			26	日		
12	日			27	月	9:00 ~ 16:00	6
13	月	9:00 ~ 16:00	6	28	火	9:00 ~ 16:00	6
14	火	9:00 ~ 16:00	6	29	水	9:00 ~ 16:00	6
15	水	9:00 ~ 16:00	6	30	木	9:00 ~ 16:00	6
小計			66	小計			66
				合計			132
賃金月額		150,000					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務調査費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

勤務実績表

平成28年7月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間		
1	金	9:00 ~ 16:00	6	16	土				
2	土			17	日				
3	日			18	月				
4	月	9:00 ~ 16:00	6	19	火	9:00 ~ 16:00	6		
5	火	9:00 ~ 16:00	6	20	水	9:00 ~ 16:00	6		
6	水	9:00 ~ 16:00	6	21	木	9:00 ~ 16:00	6		
7	木	9:00 ~ 16:00	6	22	金	9:00 ~ 16:00	6		
8	金	9:00 ~ 16:00	6	23	土				
9	土			24	日				
10	日			25	月	9:00 ~ 16:00	6		
11	月	9:00 ~ 16:00	6	26	火	9:00 ~ 16:00	6		
12	火	9:00 ~ 16:00	6	27	水	9:00 ~ 16:00	6		
13	水	9:00 ~ 16:00	6	28	木	9:00 ~ 16:00	6		
14	木	9:00 ~ 16:00	6	29	金	9:00 ~ 16:00	6		
15	金	9:00 ~ 16:00	6	30	土				
				31	日				
小計				66	小計				54
					合計				120
賃金月額		150,000							
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務調査費50%			75,000円			
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円			

整理番号	1112	事業概要	電話代
用途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 4月分 8,665円 (5月請求分) 5月27日支払い 議員事務所 4,332円 詠桜会 (後援会) 4,333円		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額 (円)	備考
	事務所 固定電話代	4,332	4月分 (5月請求分) 8,665円÷2
	《合計》	4,332	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を確保すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2016年 5月ご請求分
金額(円)
¥8,665-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
2016.5.27
奥野 詠子
取次印(紙)貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

16.5.27

收受 平成 28 年 8 月 16 日
 決裁 平成 28 年 8 月 18 日
 処理 平成 28 年 8 月 19 日

整理番号	1113	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	5月分 4,840円 (5/27支払い) 議員事務所 2,420円 詠桜会(後援会) 2,420円		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所 電気代	2,420	5月分 4,840円 の1/2
	《合計》	2,420	

《領収書貼付》

付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月 分	金額	円	
28 5	4,840	0	
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税率相当額(再掲) 円	358
お支払期日	6月20日	精算額(再掲) 円	

この日を超えまると延滞利息を申し受けます。

〒910-0817 石川県小浜市大町2区2-32 吉田ビル1F

2111	4840	358
合計	4840	358

北陸電力株式会社

TEL 0120-776753

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

山 大 町

6.5.27

16.5.27

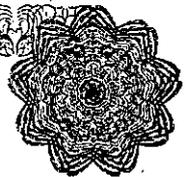
收受 平成 28 年 8 月 16 日
 決裁 平成 28 年 8 月 18 日
 処理 平成 28 年 8 月 19 日

1804	県政報告	
03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
県政報告vol.17 6,000部 259,200円		
品名	金額	備考
印刷費	233,280	県政報告VOL 6000部 259200*0.90 /
《合計》	233,280	

領 収 証

奥野 詠子 様

28年10月13日



¥ 259,200 -
 但し県政報告Vol.17 6,000部
 上記の金額正に領収いたしました



有限 平野 総合印刷社
 会社 〒939-8208 富山 市 布 野 町 2 丁目 3-9
 TEL 076(425)8102
 代表取締役 平野 敏



收受 平成 28 年 10 月 19 日
 決裁 平成 28 年 10 月 24 日
 処理 平成 28 年 10 月 24 日



おのえいこい 県政報告

明日の為に考えよう！

Vol.17

平成28年8月発行
発行：自由民主党
富山県議会議員会

警察本部長

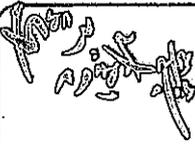
Q. ストーカー事案の相談が寄せられた際、警察の初動対応と、被害者、加害者への対応について聞こう。

A. 県警察では、警察本内部に部門横断的なプロジェクトチームを設け、部門間の連携強化や警察官等の指導を行っている。また警察署にもプロジェクトチームを設け、ストーカー事案などを認知した場合は本部プロジェクトチームへ即報するなど、事案対応の体制を整備している。

加害者に対しては、ストーカー規制法、その他刑罰法令の運用による検挙、ストーカー規制法に基づく警告、それ以外の指導警告などの措置をとっている。

被害者には、防犯カメラの貸し出しや住民基本台帳の閲覧制限の教示、一時避難場所の提供、被害者宅周辺等の警戒活動、110番を受理した際に被害者の情報や隣時に表示されるシステムへの登録などの安全確保対策を講じている。また、被害者が被害申告をためらう場合は、過去の事例を説明し被害申告を促している。

ストーカー事案は、一度おさまっても繰り返されるケースが多いことから、継続的に経過確認を行っている。



この機会に改めて、政務活動費と政務活動について。政治家の活動には、大きく分けて、自身の政治信条を広めたり支持を兼ねたりする後援会活動、選挙期間に行う選挙活動、そして議員の職務として行う議員活動等があります。その中で政務活動費の充当対象は、議員活動の範囲に限られています。

議員活動には、議会での質問等を通して、行政が提案する予算案や事業案、条例案等を審査する、また地域の声や各種業界団体の異議を県政に反映させる等の活動が該当します。その他、現在取り組んでいるような議員提案条例案の策定等も議員活動に含まれます。

例えば、私が質問を作る際には、当局側が用意する資料や主張だけではなく、国会議員の先生に紹介してもらい、国の方針や全国の状況等について、年序の担当者から直接レクチャーを受けるために上京しますし、先駆的な事例を伺うために他県に視察に行くこともあります。その際の交通費は政務活動費の対象となります。

また、多くの統計資料や関連法令の確認等の調査は、ひとりでは限界があるので、事務所にて雇用もしています。ただし、事務所では後援会活動も行つので、県議会自民党会派のルールでは、政務活動費として充当する人件費は一部に留めています。

政務活動費は議員としての職務を全うし、議会全体のチェック機能を高めていく上で必要不可欠と考えますが、その使途は厳密に庶民の皆さんに還元できるものでなくてはなりません。

皆さんにご理解いただけるような活動に改めて邁進していく所存です。

6月定例会予算特別委員会の詳しい様子は、富山県議会のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 友連リクエストの際にはメッセージと一緒に送って頂くようお願いいたします。
Twitter 本人アカウント @Eiko_Okuno 後援会アカウント 奥野妹子県議 後援会 後援会 (@eiokai)

連絡先

富山県議会議員会 議員事務所
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421
E-mail: [redacted]



初秋の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

先般の参議院議員選挙では、皆様から多大なお力添えを賜り、野上浩太郎議員の三選を果たすことができました。野上議員は先日、内閣官房副長官という要職にご就任され、改めてお力添え頂いた皆様に感謝を申し上げます。国とのパイプがより強くなったことで、県としても県議会自民党議員会としても、より一層の地方創生施策の加速を図りたいと思っております。

また今年は四年に一度のオリンピックイヤーです。リオデジャネイロオリンピックでは、日本選手団の大活躍を手に汗握って応援した方も多いと思います。県勢の活躍も光り、女子柔道70キロ級の田知本選手と女子レスリング48キロ級登坂絵莉選手の二人が見事金メダルを手にしました。富山県民として誇らしい限りです。

四年後に開催される東京オリンピックでは、より多くの日本代表選手とメダリストが富山県から誕生するように、スポーツ施策にもしっかりと取り組んでいきます。

最後に、県議会の自民党会派所属の前議員による政務活動費の不正請求が発覚し、皆様には大変なご心配をおかけしました。今後このようなことがないように、初心を忘れず、会派と議会の信頼回復に真摯に取り組んでいく所存です。

富山県議会議員
奥野 林子

犯罪被害者等支援センター

Q. 犯罪被害者等の支援に県が取り組む必要性について伺う。

知事

犯罪被害者等支援とは、犯罪や悪質な交通事故等によって被害を受けた方とその家族、遺族、または犯罪に準じる行為によって心身に被害を受けた方等への支援を指す。

被害者等は、心身の不調や経済的な負担等、二次的な被害にも苦しめられているとされ、平成17年には犯罪被害者等基本法が施行された。

知事

A. 自民党会派において、昨年9月に犯罪被害者支援条例(仮称)検討プロジェクトチームを設置し、条例について議論いただいている。国や市町村、関係機関等と連携し検討し取り組んでいく。

Q. とやま被害者支援センターの機能強化について伺う。

知事

犯罪被害者等基本法の施行を受け、平成18年8月にとやま被害者支援センターが設立された。現在、人員不足や財政基盤の脆弱さが指摘されている。

警察本部長

A. とやま被害者支援センターの事業財源は、約4割を賛助会費が占め、相談員はほとんどがボランティアである。事業財源の安定確保、常勤の相談員の拡充による体制強化が中長期的課題と考えている。県及び関係機関と連携して、センターへの支援策案について検討していく。



Q. 性犯罪、性暴力被害を支援するワンストップ支援センターの設置について伺う。

知事

県内府は、警察以外の相談や支援の窓口として、性犯罪や性暴力に特化したワンストップ支援センターを平成32年までに、都道府県に最低1カ所以上設置するよう進捗している。

知事

A. 今年3月末現在で、26都道府県で設置済みとなっている。県としては、ワンストップ支援センターの設置について、自民党における検討状況も踏まえ検討していく。

アスベストが使用されている建築物

Q. アスベストが使用されている建築物の現状について伺う。

知事

アスベスト(石綿)は、建築資材として広く使用されてきたが、空気中に浮遊しやすく、吸い込むと長期の潜伏期間を経て肺がんや悪性中皮腫等を発症する恐れがある。

現在は、建築基準法において建築物の所有者に知して、増改築時の除去が義務づけられている。

土木部長

A. アスベストは、平成元年までに建築された建築物に使われている可能性がある。

平成元年までに建築された延べ床面積10000平方メートル以上の民間建築物数は2778棟ある。この所有者に対し、含有調査と対応報告を求めている。

その結果、平成27年度までに回答があった2616棟のうち、442棟については、アスベストの使用量があったが、そのうち346棟については対策済みであった。

県内の公共建築物は、平成22年度までに全て対策済みである。



Q. アスベスト除去に対する国の方向性を広く県民に周知し、どのように含有調査や除去等を進めるのか伺う。

知事

アスベスト含有調査および除去等に対して、国土交通省は補助制度を縮めているが、事業員確保により、調査に対する補助を平成29年度末、除去等に対する補助を平成32年度末に廃止することを決めている。補助制度が終了した後は個人負担が大きくなり、除去等が進まない恐れがある。

一方、環境省では、建築物の解体に伴うアスベストの排出量は、2020年から2040年がピークで、全国で年間100トンが排出されるという試算もされている。

土木部長

A. アスベストの使用実態があり、除去等の対策が未対応のものは96棟ある。また報告がないものが162棟あり、毎年、所有者に対して文書で報告を求め、状況把握に努めている。市町村とともに、改めて補助制度の活用について周知を行い、国の補助期間中にアスベストの除去等が行われるよう、必要に応じて市町村に対して必要な予算の確保を促すなど、アスベスト対策が促進されるよう取り組む。



生涯環境文化部長

A. 現在の美術館の建物は、12月の閉館後も移転事務のために当面使用予定である。

現建物、あるいは旧敷地を活用する場合には、民間活力の活用も含め幅広く検討することが必要であり、今後、幅広く聞き取り調査を行い、最終までに一定の方向性を出したい。

おたけのり・パリンピック

Q. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた練習環境の整備やコーチ、スタッフの育成について伺う。

知事政策局長

A. 今年度から、東京オリンピックを目指すジュニアアスリート育成サポート事業、2020東京オリンピック選手育成強化事業を実施する。今後設置する予定の戦略会議の意見も伺い、関係団体と連携を図り、本県から一人でも多くの選手が東京オリンピック・パラリンピックに出場できるよう取り組む。

ストーカー事案の対応

知事

平成28年5月、東京都小金井市で、芸能活動を営む女子大生がストーカーに刃物で刺され重傷を負った。被害女性は警察に相談していたが、警察は相談者の身を守ることができなかったと報道されている。

Q. 県内におけるストーカー事案の認知件数の推移とそのケースについて伺う。

警察本部長

A. 本県の平成27年におけるストーカー事案の認知件数は、144件で、平成25年から3年間は1110件を越え、高止まりの状態である。

昨年は、元交際相手から勤務先付近で待ち伏せされた事案、元配偶者から携帯電話に連続して電話をかけられた事案、元交際相手に避難先に押しかけられ、車の進路に立ち塞がれるなどした事案があった。

県立近代美術館

Q. 県立近代美術館の今後の利用について伺う。

知事

県立近代美術館は、昭和56年に開館100周年記念事業として整備された。新しい富山県美術館の新築に伴い、今年12月28日をもって閉館されることになっているが、今後の利用については白紙。

	1805	県政報告
03_広聴広報費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費	
内容	県政報告vol.17 郵送費(8月送付・支払い6月20日) 後納郵便 @65円 4,879通 317,135円	
※請求書に転じた後	後の内容	金額(円)
	郵送費	285,421
		県政報告vol.17 4,879通 x 0.9
	《合計》	285,421

《領収書》

振替払込請求書
兼受領証

通常払込料金 加入者負担

00180 3 901196

加入者名 日本郵便株式会社

金額 千 百 十 万 千 百 十 円
3 1 7 1 3 5

一 依頼人住所氏名
939-8075 富山県富山市今泉30-1-202
奥野 詠子 様

二 日 附 印
28-10-03 富山県庁内郵便局
(32185) N94170010

この受領証は、大切に保管してください。

(ご注意)

- ・この用紙は 機械 扱いますので、汚したり、折、曲、りしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

れない場合は、別紙に整理すること。



平成 年 月 日
平成 28 年 10 月 24 日
平成 28 年 10 月 24 日

処理

整理番号	1806	事業概要	新聞購読		
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費
		05_会議費	10_人件費		
内容	北日本新聞	7月分・8月分・9月分			
	富山新聞	7月分・8月分・9月分			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	北日本新聞	9,216	3,072円×3か月分 /		
	富山新聞	9,216	3,072円×3か月分 /		
	《合計》	18,432	/		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2016年7月分 領収証 発証No 00000905-201607-1
奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
 (消費税込み)

ご購読ありがとうございます。
 クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収

北日本新聞



收受 平成 28 年 10 月 19 日
 決裁 平成 28 年 10 月 24 日
 処理 平成 28 年 10 月 24 日

2016年9月分 領収証 発証No 00000905-201609-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

※お名前の記載がない領収証は、お振込みやクレジット決済の領収証としてご利用いただけません。

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました

076-425-4061

年 月 日 領収

北日本新聞



2016年8月分 領収証 発証No 00000905-201608-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

※お名前の記載がない領収証は、お振込みやクレジット決済の領収証としてご利用いただけません。

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました

076-425-4061

年 月 日 領収

北日本新聞



領収証

16年 07月分 年 月 日 No 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



9/4『おやべ4時間リレーラン』・
10/16『富山あいの風リレーマラソン』参加チーム募集

領収証

16年 08月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



10/16 『富山あいの風リレーマラソン』参加チーム募集
10/23 『高岡園遊会201』チケット好評発売中

領収証

16年 09月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



10/23 『高岡園遊会2016』チケット好評発売中
指定席5千円・自由席3500円 (当日500円増)

整理番号	1807	事業概要*	電気代
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	8月分 4,616円 9月1日支払い 議員事務所 2,308円 詠桜会（後援会）2,308円 9月分 4,725円 9月29日支払い 議員事務所 2,362円 詠桜会（後援会）2,363円		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所 電気代	2,308	8月分 4,616円 の1/2 /
	事務所 電気代	2,362	9月分 4,725円 の1/2 /
	《合計》*	4,670	
《領収書貼付枠》 （原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）			

收受 平成 28 年 10 月 19 日
 決裁 平成 28 年 10 月 24 日
 処理 平成 28 年 10 月 24 日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社					
平成 年 月 日	28	8	金額			4 6 1 6 円
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子				様	消費税等相当額(再掲) 円 341
お支払期日	9月21日					精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

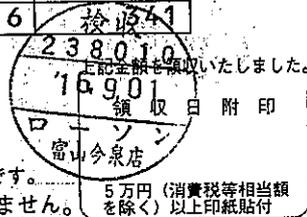
お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4616	341
合計	4616	341

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター
TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。



5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
(お客さま控)2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社					
平成 年 月 日	28	9	金額			4 7 2 5 円
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子				様	消費税等相当額(再掲) 円 350
お支払期日	10月20日					精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4725	350
合計	4725	350

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター
TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。



5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
(お客さま控)2485

整理番号	1808	事業概要*	事務所賃料	
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	事務所・駐車場 賃料 9月分(8/16)・10月分(9/16)・11月分(10/15) 事務所費 51,500円/月の内 議員事務所 25,750円/月 詠桜会(後援会) 25,750円/月 駐車場 7,000円/月の内 議員事務所 3,500円/月 詠桜会(後援会) 3,500円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	賃借料	77,250	事務所賃料: 25,750円/月 9・10・11月分 /	
	賃借料	10,500	駐車場賃料: 3,500円/月 9・10・11月分 /	
	(合計)*	87,750		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成 28 年 10 月 19 日
 決裁 平成 28 年 10 月 24 日
 処理 平成 28 年 10 月 24 日

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0122286	28-08-16	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
14:51	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A.T.M振込の相戻しはご利用控をご持参ください。

手数料のうち振込手数料 ¥432
000025

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0210348	28-10-15	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
09:44	¥540円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A.T.M振込の相戻しはご利用控をご持参ください。

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日：10月17日 000193

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0062958	28-09-16	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:47	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A.T.M振込の相戻しはご利用控をご持参ください。

手数料のうち振込手数料 ¥432
000057

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0062954	28-09-16	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:46	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A.T.M振込の相戻しはご利用控をご持参ください。

手数料のうち振込手数料 ¥432
000056

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0122290	28-08-16	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
14:52	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A.T.M振込の相戻しはご利用控をご持参ください。

手数料のうち振込手数料 ¥432
000026

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0210352	28-10-15	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
09:45	¥540円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
A.T.M振込の相戻しはご利用控をご持参ください。

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日：10月17日 000194

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

RI(20)5042 X 27.10 10 X 500 CK

整理番号	1809	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	固定電話 7月分	12,976円 (8月請求分)	9月1日支払い
	議員事務所 詠桜会(後援会)	6,488円 / 6,488円 /	
内容	固定電話 8月分	10,661円 (9月請求分)	10月5日支払い
	議員事務所 詠桜会(後援会)	5,330円 / 5,331円 /	
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所 固定電話代	6,488	7月分(8月請求分) 12,976円÷2
	事務所 固定電話代	5,330	8月分(9月請求分) 10,661円÷2
	《合計》	11,818	/

《領収書貼付枠》 (原則、領

電話料金等払込受領証

電話料金等払込受領証 (貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

ATMまたはゆうちょ銀行窓口で現金払いの場合、左欄の数字をお出しください。上記以外のお支払いは必ずお振込みでお願いいたします。

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2016年 8月ご請求分
金額(円)
¥12,976-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収印
238010
16.9.01
ローソン
富山今泉店

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行窓口で現金払いの場合、左欄の数字をお出しください。上記以外のお支払いは必ずお振込みでお願いいたします。

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2016年 9月ご請求分
金額(円)
¥10,661-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収印
16.10.-5
富山本町
ファミリーマート

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 年 月 日
決裁 平成 28 年 10 月 24 日
処理 平成 28 年 10 月 24 日

整理番号	1810	事業概要*	人件費	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	8月分 9月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	人件費	150,000	150,000円の1/2 2か月分(8月分・9月分)	
		(合計)*	150,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成 28 年 10 月 19 日
 決裁 平成 28 年 10 月 24 日
 処理 平成 28 年 10 月 24 日

勤務実績表

平成28年8月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	9:00 ~ 16:00	6	16	火	9:00 ~ 16:00	6
2	火	9:00 ~ 16:00	6	17	水	9:00 ~ 16:00	6
3	水	9:00 ~ 16:00	6	18	木	9:00 ~ 16:00	6
4	木	9:00 ~ 16:00	6	19	金	9:00 ~ 16:00	6
5	金	9:00 ~ 16:00	6	20	土		
6	土			21	日		
7	日			22	月	9:00 ~ 16:00	6
8	月	9:00 ~ 16:00	6	23	火	9:00 ~ 16:00	6
9	火	9:00 ~ 16:00	6	24	水	9:00 ~ 16:00	6
10	水	9:00 ~ 16:00	6	25	木	9:00 ~ 16:00	6
11	木			26	金	9:00 ~ 16:00	6
12	金	9:00 ~ 16:00	6	27	土		
13	土			28	日		
14	日			29	月	9:00 ~ 16:00	6
15	月	9:00 ~ 16:00	6	30	火	9:00 ~ 16:00	6
				31	水	9:00 ~ 16:00	6
小計			60	小計			72
				合計			132
賃金月額		150,000					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務調査費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

勤務実績表

平成27年10月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	木	9:00 ~ 16:00	6	16	金	9:00 ~ 16:00	6
2	金	9:00 ~ 16:00	6	17	土		
3	土			18	日		
4	日			19	月		
5	月	9:00 ~ 16:00	6	20	火	9:00 ~ 16:00	6
6	火	9:00 ~ 16:00	6	21	水	9:00 ~ 16:00	6
7	水	9:00 ~ 16:00	6	22	木		
8	木	9:00 ~ 16:00	6	23	金	9:00 ~ 16:00	6
9	金	9:00 ~ 16:00	6	24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	9:00 ~ 16:00	6
12	月	9:00 ~ 16:00	6	27	火	9:00 ~ 16:00	6
13	火	9:00 ~ 16:00	6	28	水	9:00 ~ 16:00	6
14	水	9:00 ~ 16:00	6	29	木	9:00 ~ 16:00	6
15	木	9:00 ~ 16:00	6	30	金	9:00 ~ 16:00	6
				31	土		
小計			66	小計			54
				合計			120
賃金月額		150,000					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務調査費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

整理番号	2216	事業概要*	新聞購読		
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	北日本新聞	10月分	11月分		
	富山新聞	10月分	11月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞	6,144	10月分 3,072円	11月分 3,072円	✓
	富山新聞	6,144	10月分 3,072円	11月分 3,072円	✓
	《合計》*	12,288			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2016年11月分 領収証 発証No.00000905-201611-1
奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

※お支払の口座は、領収書に記載の口座に限り、お振込みができません。お振込みの際は、お振込み先を必ずご確認ください。

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます 076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



收受 平成 28 年 12 月 5 日
 決裁 平成 28 年 12 月 7 日
 処理 平成 28 年 12 月 7 日

2016年10月分 領収証 発証No 00000905-201610-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入ありがとうございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日 前取

北日本新聞



領収証

16年 10月分 年 月 日 No 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

領収証

16年 11月分 年 月 日 No 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



ご愛読ありがとうございます。
12月分の集金は年内にお伺いいたします。

整理番号	2217	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務所費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 12月分(11/21) 事務所費 51,500円/月の内 議員事務所 25,750円/月 詠桜会(後援会) 25,750円/月 駐車場 7,000円/月の内 議員事務所 3,500円/月 詠桜会(後援会) 3,500円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料: 25,750円/月 12月分 /
	賃借料	3,500	駐車場賃料: 3,500円/月 12月分 /
	《合計》*	29,250	

《領収書》

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0168322	28-11-21	
銀行番号	預金庫番号	科目・口座番号	取扱番号
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
14:40	¥432	¥54,000	
おつり		お取引後の残高	
		円	

手数料のうち振込手数料 ¥432
000101

奥野 詠子 様
奥野 イコ 様

電話番号 076-492-2828

お領収書... ATM振込... 通帳へ記入されるまで大切に保管してください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0168322	28-11-21	
銀行番号	預金庫番号	科目・口座番号	取扱番号
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
14:40	¥432	¥7,000	
おつり		お取引後の残高	
		円	

手数料のうち振込手数料 ¥432
000102

奥野 詠子 様
奥野 イコ 様

電話番号 076-492-2828

お領収書... ATM振込... 通帳へ記入されるまで大切に保管してください。

收受 平成 28 年 12 月 5 日
 決裁 平成 28 年 12 月 7 日
 処理 平成 28 年 12 月 7 日

整理番号	2218	事業概要	電話代
使金項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 9月分 8,601円 (10月請求分) 10月29日支払い 議員事務所 4,300円 詠桜会 (後援会) 4,301円 固定電話 10月分 8,503円 (11月請求分) 11月23日支払い 議員事務所 4,251円 詠桜会 (後援会) 4,252円		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額 (円)	備考
	事務所 固定電話代	4,300	9月分 (10月請求分) 8,601円÷2 /
	事務所 固定電話代	4,251	10月分 (11月請求分) 8,503円÷2
	《合計》	8,551	/

《領収書貼付枠》 (原則、

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2016年10月ご請求分
金額(円)
¥8,601-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
16.10.29

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2016年11月ご請求分
金額(円)
¥8,503-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収月 附印
16.11.23

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 平成 28 年 12 月 5 日
 決裁 平成 28 年 12 月 7 日
 処理 平成 28 年 12 月 7 日

整理番号	2219	事業概要*	電気代		
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	10月分 4,460円 (10/29支払い) 議員事務所 2,230円 詠桜会 (後援会) 2,230円 11月分 4,839円 (12/5支払い) 議員事務所 2,419円 詠桜会 (後援会) 2,420円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考		
	事務所 電気代	2,230	10月分 4,460円	の1/2	/
	事務所 電気代	2,419	11月分 4,839円	の1/2	/
	(合 計) *	4,649	/		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 28 年 12 月 5 日
 決裁 平成 28 年 12 月 7 日
 処理 平成 28 年 12 月 7 日

電報料金領込伝票書

受取人	北陸電力株式会社		
年	28	月	10
金額	330		
領込人	奥野 誠子		
領込日	11月21日		



電報料金領込伝票書

受取人	北陸電力株式会社		
年	28	月	11
金額	350		
領込人	奥野 誠子		
領込日	12月17日		



整理番号	2220	事業概要*	人件費			
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	10月分 11月分					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考			
	人件費	150,000	150,000円の1/2 2か月分(10月分・11月分)			
	(合 計)*	150,000				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成 28 年 12 月 5 日
 決裁 平成 28 年 12 月 7 日
 処理 平成 28 年 12 月 7 日

勤務実績表

平成28年10月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土			16	日		
2	日			17	月	9:00 ~ 16:00	6
3	月	9:00 ~ 16:00	6	18	火	9:00 ~ 16:00	6
4	火	9:00 ~ 16:00	6	19	水	9:00 ~ 16:00	6
5	水	9:00 ~ 16:00	6	20	木	9:00 ~ 16:00	6
6	木	9:00 ~ 16:00	6	21	金	9:00 ~ 16:00	6
7	金	9:00 ~ 16:00	6	22	土		
8	土			23	日		
9	日			24	月	9:00 ~ 16:00	6
10	月			25	火	9:00 ~ 16:00	6
11	火	9:00 ~ 16:00	6	26	水	9:00 ~ 16:00	6
12	水	9:00 ~ 16:00	6	27	木	9:00 ~ 16:00	6
13	木	9:00 ~ 16:00	6	28	金	9:00 ~ 16:00	6
14	金	9:00 ~ 16:00	6	29	土		
15	土			30	日		
				31	月	9:00 ~ 16:00	6
小計			54	小計			66
				合計			120
賃金月額		150,000					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務調査費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

勤務実績表

平成28年11月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間															
1	火	9:00 ~ 16:00	6	16	水	9:00 ~ 16:00	6															
2	水	9:00 ~ 16:00	6	17	木	9:00 ~ 16:00	6															
3	木			18	金	9:00 ~ 16:00	6															
4	金	9:00 ~ 16:00	6	19	土																	
5	土			20	日																	
6	日			21	月	9:00 ~ 16:00	6															
7	月	9:00 ~ 16:00	6	22	火	9:00 ~ 16:00	6															
8	火	9:00 ~ 16:00	6	23	水																	
9	水	9:00 ~ 16:00	6	24	木	9:00 ~ 16:00	6															
10	木	9:00 ~ 16:00	6	25	金	9:00 ~ 16:00	6															
11	金	9:00 ~ 16:00	6	26	土																	
12	土			27	日																	
13	日			28	月	9:00 ~ 16:00	6															
14	月	9:00 ~ 16:00	6	29	火	9:00 ~ 16:00	6															
15	火	9:00 ~ 16:00	6	30	水	9:00 ~ 16:00	6															
小計			60	小計			60															
				合計			120															
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">賃金月額</td> <td style="width: 40%;">150,000</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 40px;">自由民主党県議会議員</td> <td>奥野詠子 政務調査費50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>奥野詠子 その他費用50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>75,000円</td> </tr> </table>								賃金月額	150,000		自由民主党県議会議員		奥野詠子 政務調査費50%			75,000円			奥野詠子 その他費用50%			75,000円
賃金月額	150,000																					
自由民主党県議会議員		奥野詠子 政務調査費50%																				
		75,000円																				
		奥野詠子 その他費用50%																				
		75,000円																				

退 職 願

この度、一身上の都合により、平成二十八年十一月三十日をもって退職いたしたく、ここにお願い申し上げます。

平成二十八年十一月一日

自由民主党富山県議会議員 奥野詠子事務所

奥野 詠子 様

管理番号	2890	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	12月分 6,142円 議員事務所 3,071円 詠桜会(後援会) 3,071円		
仕訳	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所 電気代	3,071	12月分 6,142円 の1/2
	(合計)	3,071	

《領収書貼付》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月 日	金額		円
28 12	6 1 4 2		
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税等相当額(再掲) 円	454
お支払期日	1月18日	精算額(再掲) 円	
この請求書は、延滞利息を申し受けず、			
使用場所: 富山県 富山市 区 282-1 富山 信国 1-1			
6客室 1区 47			
	金額(円)	消費税等相当額(再掲)(円)	
2,111	6,142	454	
合計	6,142	454	

北陸電力株式会社
〒920-1201 20-7-76453

消費税等相当額(再掲) 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
(※各客室控) 2485

17-09
領収書 附印
フーソン富山
掛尾北店

收受 平成 29 年 2 月 28 日
 決裁 平成 29 年 3 月 1 日
 処理 平成 29 年 3 月 1 日

整理番号	2891	事業概要	上下水道料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	12月請求分 2,418円 議員事務所 1,209円 詠桜会（後援会）1,209円		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）	備考
	事務所 上下水道代	1,209	12月請求分：2,418円、1/2
	（合計）	1,209	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

平成28年度富山市水道料金等納入通知書兼領収書

お客様番号 []

使用 奥野 詠子 様
 納入 奥野 詠子 様
 発行日 平成29年1月4日
 納期限 平成29年1月16日

給水装置場所 富山市大町（大町2区）282

使用期間	平成28.10.4～平成28.12.1
口径	20mm
用途	家庭専用
上水道使用水量	2m ³
下水道使用水量	2m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日

水道料金	993円
内消費税	73円
下水道使用料	1,425円
内消費税	105円
し尿くみ取り手数料	0円
内消費税	0円
合計金額	2,418円
内消費税	178円

領収日付印
 平成29年1月17日
 富山市上下水道事業管理課

お問合せ窓口は裏面に記載しております。
 *領収日付印の押印によって効力が生じます。

富山市上下水道事業管理課
 富山市上下水道局
 出納・取納取次金庫機関
 及びコンビニでは収入印紙不要
 収納代行会社
 富山市上下水道事業管理課
 口座番号 00720-5-960609
 加入者名 富山市上下水道事業管理課 (お客さま控)

收受 平成 29 年 2 月 28 日
 決裁 平成 29 年 3 月 1 日
 処理 平成 29 年 3 月 1 日

整理番号	2892	事業概要	事務所賃料
使金項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 2月分 (1/17) 事務所費 51,500円/月の内 議員事務所 25,750円/月 詠桜会(後援会) 25,750円/月 駐車場 7,000円/月の内 議員事務所 3,500円/月 詠桜会(後援会) 3,500円/月		

総費の内容*	金額(円)*	備考
賃借料	25,750	事務所賃料: 25,750円/月 2月分
賃借料	3,500	駐車場賃料: 3,500円/月 2月分
《合計》*	29,250	

《領》

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0526807	29-01-17	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
14:48	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥432			
000087			
[署名欄]			
オクノ I I O 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0526811	29-01-17	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
14:48	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥432			
000088			
[署名欄]			
オクノ I I O 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 29 年 2 月 28 日
 決裁 平成 29 年 3 月 1 日
 処理 平成 29 年 3 月 1 日

整理番号	2893	事業概要	事務所賃料
使金項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務所費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 3月分 (2/21) 事務所費 51,500円/月の内 議員事務所 25,750円/月 詠桜会(後援会) 25,750円/月 駐車場 7,000円/月の内 議員事務所 3,500円/月 詠桜会(後援会) 3,500円/月		
上記事業に要した経費	賃借料	25,750	事務所賃料: 25,750円/月 3月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料: 3,500円/月 3月分
	《合計》	29,250	

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0035514	29-02-20	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号

紙幣枚数	硬貨枚数
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円	

時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
16:34	¥432円	¥54,000円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日: 02月21日 000144
[署名]
[署名] 様
オクノ イコ 様
電話番号 076-492-2828

お願い...
通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
ATM振込の組戻しはご利用控えを持参ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0035518	29-02-20	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号

紙幣枚数	硬貨枚数
万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円	

時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
16:35	¥432円	¥7,000円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥432
お振込日: 02月21日 000145
[署名]
[署名] 様
オクノ イコ 様
電話番号 076-492-2828

お願い...
通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
ATM振込の組戻しはご利用控えを持参ください。

整理すること。)

收受 平成 29 年 2 月 28 日
決裁 平成 29 年 3 月 1 日
処理 平成 29 年 3 月 1 日

整理番号	2894	事業概要	電話代
使金項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 11月分 8,484円 (12月請求分) 議員事務所 4,242円 詠桜会 (後援会) 4,242円		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額 (円)	備考
	事務所 固定電話代	4,242	11月分 (12月請求分) 8,484円
	《合計》	4,242	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
奥野 詠子 様

お客様番号
[REDACTED]

2016年12月ご請求分
金額(円)
¥8,484-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

受取日 附印
76329
16.12.24
NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 29 年 2 月 28 日
 決裁 平成 29 年 3 月 1 日
 処理 平成 29 年 3 月 1 日

整理番号	3019	事業概要*	県政報告
使途項目*	06_資料作成費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告vol.18 10,000部 324,000円		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	印刷費	314,280	県政報告vol.18 10000部 324,000*0.97
	《合計》*	314,280	

領 収 証

奥野詠子 様

29年3月6日



¥ 324,000-

但し 県政報告 Vol.18 10,000部
上記の金額正に領収いたしました



有限会社 平野総合印刷社
〒939-8208 富山県布瀬町南2丁目3-9
TEL: 076(425)8102
代表取締役 平野 敏



收受 平成 29 年 3 月 9 日
 決裁 平成 29 年 3 月 15 日
 処理 平成 29 年 3 月 16 日



おくのえいこ 県政報告

明るい未来を創ろう！

Vol.18

平成29年2月発行
富山県議会議員
自由民主党
発行

Q. 公共施設のボイラーの更新時のペレットボイラーの導入検討や、民間のペレットストーブ等の導入支援や木質ペレット購入時の補助制度の導入について、所見を伺う。

A. 県内のペレット工場では、需要が伸びず稼働率が上がっていない。ペレットボイラー等に更新することで、安定的な需要の確保により間伐材の利用が促進され、森林整備の推進が期待できる。民間のペレットストーブ等の導入には、富山市や上市町、立山町をはじめ6つの市や町でのみ補助制度が設けられ、県の補助制度はない。また、ペレット購入時の補助制度も本県にはない。

五輪農林水産部長

今後、県産材利用促進条例の趣旨も踏まえ、普及に向けた方策について検討を進め、公共施設等への導入支援を継続し、民間への普及が進むよう積極的に取り組む。



議会での質問について一言。

富山県議会では、本会議、予算特別委員会問わず、通告制度が導入されています。これは、事前に質問項目を通告することで、当局側に趣旨を正しく理解してもらい、質問と答弁の食い違いを防ぐ目的があります。

この通告制度については、東京都議会を巡る報道の中で誤った解釈で伝えられていた点がありました。東京都議会の報道では「質問通告」のことを、事前の「答弁調整」とも表現していました。私たちが議員は、日頃の活動や当局とのやり取りを通して、答弁を推測していることはありますが、議会発問前に当局側と質問と答弁をすり合わせることはありません。政策を提案し、実現に向けて活動する中で、中間審査や集大成として議会で質問し、その時点での知事や部局長の考えを正式な回答として表明してもらうのが答弁です。

今回の県政報告にある11月議会の予算特別委員会では、性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設時期について、知事に再質問しました。知事の明確な意思表示がないと、実務者間で準備を進める上で計画が立てづらく、今後支障が出ることを危惧したからです。県の施策を進めるためには、正式な場での知事の表明が何より重要ですので、知事ははっきりと表明するまで粘るつもりでいました。この質問の様子を新聞記事に取り上げていただいています。同封しますので、そちらもご覧いただき、ご理解いただければ幸いです。

2月議会では、3月7日(火)10:00～
一般質問いたします。
ケーブルテレビインターネットで視聴いただけます。

11月定例会予算特別委員会の詳しい様子は、富山県議会のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 友達リンクエラストの欄にはメッセージと一緒に送って頂くようお願いいたします。
Twitter 本人アカウント 奥野縁子 (@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 後援会 縁友会 (@eikoai)

連絡先
富山県議会自民党控室
議員事務所
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 〒939-8073 富山市大町2-8-2
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536
E-mail: [redacted]



早春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでは、県勢三選手がメダルを獲得するなど(兼道女子70キロ級金メダル・田知本選手、レスリング女子48キロ級金メダル・登原絵利選手、ボッチャ混合団体銀メダル・藤井友里選手)、大活躍し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの大きな弾みとなったことは喜ばしい限りです。

県議会では自民党会派にて、「県産材利用促進条例」と「犯罪被害者等支援条例」の2本の議員提案条例案を取りまとめ、2本とも全会派一致で可決成立させていただきました。特に「犯罪被害者等支援条例」につきましては、議会での個人質問を経て、会派にて条例案の提出課題として承認いただき、さらには事務局長として条例案と委案案に付随する政策を取りまとめるという、3年越しの貴重な経験をさせていただきました。

また、7月の参議院議員選挙を皮切りに、県知事選挙、県議会議員富山市第一選挙区補欠選挙、富山市議会議員補欠選挙と立て続けの選挙戦となり、皆様には多大なお力添えを賜りました。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

西年の本年、富山県が一層飛躍する年になるよう力を尽くしていく所存です。

富山県議会議員
奥野縁子

行政特別委員会

(12月7日質問 抜粋)

犯罪被害者支援について

Q. 今後の犯罪被害者等の支援に向けた取り組みについて伺う。

石井知事

A. 「とよま被害者支援センター」の人的、財政的基盤の強化を図るため、国の補助制度の活用について、県警と国とで協議を進めている。また公共職業安定所や検察庁、裁判所等々の国の機関、警察本部、市町村、県の相談機関等で構成する連携会議を開催し、条例制定の趣旨や、県や関係機関が相互の連携を図る協議会を早速設置すべく協議検討を進める。

Q. 犯罪被害者等への支援は、安全・安心で住みよい社会全体を支えることにつながると思いますが、所見を伺う。

平成28年4月、国の第3次犯罪被害者等基本計画において、性犯罪や児童虐待等の被害者等のニーズを把握し、適切に支援を行う旨が明記されている。



石井知事

A. 犯罪被害者等が再び平穏な生活を一日も早く暮らようになることは、若い人や女性を含めて県民の皆さんの活躍にもつながる。県は、犯罪被害者等支援条例の趣旨を踏まえ、国や市町村、関係機関、民間支援団体等と連携を図り、犯罪被害者等の支援に努力したい。

Q. 県で設置する予定の性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下支援センター）の機能と設置時期の見通しについて伺う。

内閣府は、行政が関与する支援センターを平成32年までに各都道府県に1カ所以上設置するよう通達している。平成28年8月末現在、33都道府県に設置済み。

石井知事

A. 性犯罪、性暴力被害者への支援は、産婦人科医療やカウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援等、多岐に渡る。支援センターが被害者の安全を確保し、寄り添いながら、自宅訪問や病院、検察庁、警察署への付き添い等、被害者のために必要な支援がきめ細かく提供できるように検討する。



再質問の後

A. 人材養成を平成29年度行い、平成30年度の設置を目指す。

Q. 条例案に盛り込んだ協議会は匿名名向で設置し、現場の職員が機密性に反映できる形の運営が望ましいと考えるが、所見を伺う。

石井知事

A. 自民党からは、関係機関の代表者による代表者会議、実務担当職員による実務者会議、また具体的な支援内容を協議する検討会議と、複層的な体制の整備を要望いただいている。県は、既に設置している実務的な連携会議や事例検討会を条例設置の協議会に格上げすることや、市町村や関係機関とも十分相談しながら対応していく。

Q. 富山県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）での支援の現状や相談件数、一時保護者数の推移について伺う。

DVの概念は、恋人等からの暴行や脅迫、身体的な暴力をはじめ、大声で怒鳴る、無断する、電話等をチャットする等の精神的な暴力、また生活費を渡さないといった経済的な暴力も含まれる。

山本生活環境文化部長

A. 現在、DV電話相談や来所相談、精神科医による医療相談、弁護士による法律相談を実施している。緊急度が高い場合は、一時保護し、専門の職員が個々のケースに応じて精神的ケアや生活指導を行う。このほか裁判所への保護命令の申し立てや就労支援、退所後の自立支援にも努めている。

DVの相談件数は、平成27年度は2971件と前年度に比べ239件増加し、10年前に比べ約2倍。多い年には4000件を超える。また一時保護者数は、平成27年度は34人で、ここ10年はほぼ横ばいで推移している。

Q. 県内の力所の児童相談所における支援の現状や相談件数、一時保護者数の推移、また運営の内容について伺う。

平成27年7月1日から全国共通の3次元ダイヤル189（いちばやく）が整備され、最寄りの児童相談所に繋がり、匿名でご利用できる。

蔵垣厚生部長

A. 児童虐待の通告があった場合、家庭訪問などの迅速な初期対応を行っている。次に、一時保護、児童の心のケアや家庭環境等の調査、親子分離が必要な場合の入所等の措置決定や保護者等に対する指導助言などに取り組んでいる。

相談件数は、平成27年度は前年度比で約16%増の358件で過去最多。一時保護は、平成27年度は34件となっている。心理的虐待が最も多く135件、ネグレクトが120件、身体に危害を及ぼす身体的虐待が97件、子供への性的虐待が6件となっている。

Q. 公益財団法人交通事故総合分析センター（通研イタルタ）への情報提供や地図情報システム（GIS）の導入について、所見を伺う。

イタルタに情報提供をすることで、各種事故データを座標で表示できるようになる。44都道府県で既に実施済み。イタルタへの情報提供により、より詳しく分析が可能な地図情報システム（GIS）の導入が可能になる。GISでは、住宅地図、人口情報等、事象的に画面表示できる。GISは平成27年度末までに36都道府県で導入済み。



白井警察本部長

A. 平成29年1月1日以降に発生した交通事故の情報についてはイタルタに提供できる。GISは警察庁からもその活用が推奨されているため、早急に導入して地域の実情に即した各県交通事故抑止対策を講じていきたい。

Q. 県警のGISに、公共工事等の情報を重ねることで、部署をまたいだ情報共有が可能となる。土木部においても、GISを活用することが見込まれるが、所見を伺う。

加藤土木部長

A. 各道路管理者と情報共有を図ることになれば、国、県、市町村の各道路管理者や交通管理者が連携し、より効果的な対策が可能になる。県では、橋梁や下水道などの施設台帳の管理、あるいは土砂災害警戒区域等の指定等、データの蓄積に取り組んでいる。

整理番号	3020	事業概要*	新聞購読			
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞	1 2月分	1月分	2月分		
	富山新聞	1 2月分	1月分	2月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*		備考		
	北日本新聞	9,216	1 2月分 3,072円	1月分 3,072円	2月分 3,072円	/
	富山新聞	9,216	1 2月分 3,072円	1月分 3,072円	2月分 3,072円	/
	《合計》*	18,432				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成 29 年 3 月 9 日
 決裁 平成 29 年 3 月 15 日
 処理 平成 29 年 3 月 16 日

2016年12月分 領収証 発証No 00000905-201612-1

奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

本紙の個人情報は、発行に際して印刷・送付に必要と認められる範囲で、関係者に提供させていただきます。

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日領収

北日本新聞



2017年1月分 領収証 発証No 00000905-201701-1

奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

本紙の個人情報は、発行に際して印刷・送付に必要と認められる範囲で、関係者に提供させていただきます。

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日領収

北日本新聞



2017年2月分 領収証 発証No 00000905-201702-1

奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

本紙の個人情報は、発行に際して印刷・送付に必要と認められる範囲で、関係者に提供させていただきます。

ご購入ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日領収

北日本新聞



領収証

16年 12月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

上記金額正に領収致しました。

富山新聞販売 (株)
富山センター
富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



ご愛読に感謝いたします。新年を迎えるにあたり、皆様のご多幸をお祈り致します。

領収証

17年 01月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

上記金額正に領収致しました。

富山新聞販売 (株)
富山センター
富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



三遊亭好楽・林家三平落語会「たかおか亭」
3/20 (祝・月) 午後2時開演・高岡文化ホール

領収証

17年 02月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

上記金額正に領収致しました。

富山新聞販売 (株)
富山センター
富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



三遊亭好楽・林家三平落語会「たかおか亭」

整理番号	3021	事業概要	電気代			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	1月分 5,694円 議員事務所 2,847円 / 詠桜会(後援会) 2,847円 2月分 5,160円 議員事務所 2,580円 / 詠桜会(後援会) 2,580円					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	事務所 電気代	2,847	1月分 5,694円の1/2			
	事務所 電気代	2,580	2月分 5,160円の1/2			
	《合計》	5,427	/			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成 29 年 3 月 9 日
 決裁 平成 29 年 3 月 15 日
 処理 平成 29 年 3 月 16 日

管理番号	3022	事業概要	上下水道料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	2月請求分 2,418円 議員事務所 1,209円 詠桜会(後援会) 1,209円		
上水道料 下水道料	経費の内容	金額(円)	備 考
	事務所 上下水道代	1,209	2月請求分: 2,418円 1/2
	合 計	1,209	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

平成28年度富山市水道料金等納入通知書兼領収書

お客様番号: [] 様

お使用者: 奥野 詠子 様

納入者: 奥野 詠子 様

発行日: 平成29年3月1日

納期限: 平成29年3月15日

給水装置場所: 富山市大町(大町2区) 282

使用期間	平成28.12.2~平成29.2.3
口径	20mm 用途 家事用
上水道使用水量	2m ³
下水道使用水量	2m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日

平成29年2月請求分	
水道料金	993円
内消費税	73円
下水道使用料	1,425円
内消費税	105円
し尿くみ取り手数料	0円
内消費税	0円
合計金額	2,418円
内消費税	178円

領収日付印

富山市上下水道事業管理課

富山市上下水道局

富山市上下水道局 出納・収納取扱基金課 内

収納代行会社 (附属システム)

口座番号 00720-5-960609

加入者名 富山市上下水道事業管理者 (お客さま様)

7.3-3

お問合せ窓口は裏面に記載しております。
*領収日付印の押印によって効力が生じます。

收受 平成 29 年 3 月 9 日

決裁 平成 29 年 3 月 15 日

処理 平成 29 年 3 月 16 日

整理番号	3023	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 12月分 8,549円 (1月請求分) 議員事務所 4,274円 / 詠桜会(後援会) 4,275円 固定電話 1月分 8,482円 (2月請求分) 議員事務所 4,241円 詠桜会(後援会) 4,241円		
上記事業に変更した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務書 固定電話代	4,274	12月分(1月請求分) 8,549円
	事務書 固定電話代	4,241	1月分(2月請求分) 8,482円
	《合計》*	8,515	/

《領収書貼付枠》 (原則、各)	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 奥野 詠子 様 お客様番号 2017年 1月ご請求分 金額(円) ¥8,549- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収書 207511 17.2.08 岡山県市公団給付 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 奥野 詠子 様 お客様番号 2017年 2月ご請求分 金額(円) ¥8,482- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収書 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。
-----------------	---	--	-----------------------

收受 平成 29年 3月 9日
 決裁 平成 29年 3月 15日
 処理 平成 29年 3月 16日

29.3.5

整理番号	5024	事業概要*	人件費
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	2月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000	150,000円の1/2 2月分
	(合計)*	75,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 平成 29 年 3 月 9 日
 決裁 平成 29 年 3 月 15 日
 処理 平成 29 年 3 月 16 日

2016年度 賃金台帳

生年月日	雇入年月日	所 属	氏 名	性 別
■■■■	2017.2.1	奥野詠子	■■■■	■

賃金計算期間	2016年度												合計	
	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分		
労働日数													20	20
労働時間													120	120
時間外労働時間													0	0
休日労働時間													0	0
深夜労働時間													0	0
基本給													150,000	150,000
時間外手当													0	0
休日労働手当													0	0
深夜勤務手当													0	0
通勤手当(課税)													0	0
通勤手当(非課税)													0	0
課税合計													150,000	150,000
非課税合計													0	0
総支給合計													150,000	150,000
健康保険													0	0
介護保険													0	0
厚生年金													0	0
雇用保険													0	0
社会保険合計													0	0
課税対象額													150,000	150,000
源泉徴収													8,700	8,700
控除合計													8,700	8,700
差引支給額													141,300	141,300
領収日													2/20	
領収印	●													

勤務実績表

平成29年2月

従事者名 XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	水	9:00 ~ 16:00	6	16	木	9:00 ~ 16:00	6
2	木	9:00 ~ 16:00	6	17	金	9:00 ~ 16:00	6
3	金	9:00 ~ 16:00	6	18	土		
4	土			19	日		
5	日			20	月	9:00 ~ 16:00	6
6	月	9:00 ~ 16:00	6	21	火	9:00 ~ 16:00	6
7	火	9:00 ~ 16:00	6	22	水	9:00 ~ 16:00	6
8	水	9:00 ~ 16:00	6	23	木	9:00 ~ 16:00	6
9	木	9:00 ~ 16:00	6	24	金	9:00 ~ 16:00	6
10	金	9:00 ~ 16:00	6	25	土		
11	土			26	日		
12	日			27	月	9:00 ~ 16:00	6
13	月	9:00 ~ 16:00	6	28	火	9:00 ~ 16:00	6
14	火	9:00 ~ 16:00	6				
15	水	9:00 ~ 16:00	6				
小計			66	小計			54
				合計			120
賃金月額		150,000					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

雇用契約書

1. 雇用期間

平成29年2月1日から雇用し期間は定めないものとする。

2. 労働時間

午前9時00分から午後4時00分までとする。

3. 休憩時間

正午から午後1時までとする。

4. 休日

土、日曜日及び祝祭日

5. 勤務場所

自由民主党富山県議会議員 奥野詠子事務所 富山市大町282番地

6. 業務内容

政務活動調査に関すること。

7. 賃金等

月額150,000円(税込)、通勤手当は実費を支給するものとする。

8. 守秘義務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. その他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

平成29年2月1日

甲 雇用者 富山市今泉30-1

自由民主党富山県議会議員

奥野 詠子

乙 被雇用者

経理番号	3407	経費概要	県政報告		
使途科目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	県政報告vol.18 郵送費(2月送付・支払い3月21日) 後納郵便 @65円 4,889通 317,785円				
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	経費の内容	金額(円)	備 考		
	郵送費	308,251	県政報告vol.18 4,889通 317,785+0.97 /		
	《合 計》	308,251			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 4 月 11 日
 決裁 平成 29 年 4 月 12 日
 処理 平成 29 年 4 月 12 日

領収書 (Receipt)

発行日 2017年 4月 6日

お客さま氏名 (Customer)
奥野 詠子

様

右記、金額を 2017年 3月 21日付けで

口座振替により領収致しました。

ご請求番号 (Billing ID)	322130-1017193-00
ご請求の内訳 (Billing Details)	2017/02/01~2017/02/28 料金後納ご利用額
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	357,305 円 26,467 円
金融機関	■■■■■

日本郵便株式会社 

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

後納郵便物等 取扱票(お客様用)

奥野 詠子 様

2001051013-000001-
0000000001-000001

[後納引受]
1 ゆうメール特別

50g 県内
@65 4,889通
¥317,785

合計 ¥317,785

〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2017年 2月21日 14:16
担当: ■■■■■
発行No. 170221K2509 端211027450
連絡先: 富山南郵便局
TEL: 076-421-8561

取扱局 2001-322130
後納承認局 2001-322130
後納お取引番号 0001448174

この控は領収書ではありません。
各料金明細、合計は実際の請求と
異なることがあります。

経費番号	3410	経費種別	人件費 /
経費項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	3月分		
経費明細		金額 (円)	備 考
	人件費	75,000	150,000円の1/2 (3月分)
	《合 計》	75,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 平成 29 年 4 月 11 日
 決裁 平成 29 年 4 月 12 日
 処理 平成 29 年 4 月 12 日

2016年度 賃金台帳

生年月日	雇入年月日	所 属	氏 名	性 别
■■■■	2017.2.1	奥野詠子	■■■■	■

賃金計算期間	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
	日数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
労働日数											20	22	42
労働時間											120	132	252
外労働時間													0
夜労働時間													0
深													0
基本給											150,000	150,000	300,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計											150,000	150,000	300,000
非課税合計													0
総支給合計											150,000	150,000	300,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計													0
課税対象額											150,000	150,000	300,000
源泉徴収											8,700	8,700	17,400
控除合計											8,700	8,700	17,400
差引支給額											141,300	141,300	282,600
領収日											2/20	3/20	
領収印													

勤務実績表

平成29年3月

従事者名 XXXXXXXXXX

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	水	9:00 ~ 16:00	6	16	木	9:00 ~ 16:00	6
2	木	9:00 ~ 16:00	6	17	金	9:00 ~ 16:00	6
3	金	9:00 ~ 16:00	6	18	土		
4	土			19	日		
5	日			20	月		
6	月	9:00 ~ 16:00	6	21	火	9:00 ~ 16:00	6
7	火	9:00 ~ 16:00	6	22	水	9:00 ~ 16:00	6
8	水	9:00 ~ 16:00	6	23	木	9:00 ~ 16:00	6
9	木	9:00 ~ 16:00	6	24	金	9:00 ~ 16:00	6
10	金	9:00 ~ 16:00	6	25	土		
11	土			26	日		
12	日			27	月	9:00 ~ 16:00	6
13	月	9:00 ~ 16:00	6	28	火	9:00 ~ 16:00	6
14	火	9:00 ~ 16:00	6	29	水	9:00 ~ 16:00	6
15	水	9:00 ~ 16:00	6	30	木	9:00 ~ 16:00	6
				31	金	9:00 ~ 16:00	6
小計			66	小計			66
				合計			132
賃金月額		150,000					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

整理番号	3489	事業概要*	新聞購読		
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	北日本新聞 3月分 富山新聞 3月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞	3,072	3月分	3,072 円	/
	富山新聞	3,072	3月分	3,072 円	/
	《合計》*	6,144			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 4 月 14 日
 決裁 平成 29 年 4 月 17 日
 処理 平成 29 年 4 月 17 日

2017年3月分 領収証 巻証No 00000905-201703-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072 (消費税込み)

ご購入ありがとうございます。 (有)掛尾新聞販売店
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

毎度ご購入有難うございます。

上記金額正に領収致しました。

年 月 日 領収

北日本新聞



領収証

17年 03月分 年 月 日 No 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



新規購読者の紹介で5千円分のギフトカード進呈。
『お友達紹介キャンペーン』実施中です。

整理番号	3490	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	3月分 6,808 円の内 議員事務所 3,404 円/月 詠桜会（後援会） 3,404 円/月		
上記事業に要した総費	経費の内容	金額 (円)	備考
	事務所費 電気代	3,404	6,808 円の1/2 3月分
	《合計》	3,404	

《領収書貼付》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月 分	29	3	金額
			6 8 0 8 円
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		横 消費税等相当額(再掲) 円
			504
お支払期日	4月21日		精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 吉川市 大町2区232 吉田 北ビル

お宅番号 0120-776453 地区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (円)
211	6808	504
合計	6808	

北陸電力株式会社
お宅サービスセンター
TEL 0120-776453

取印のないものは金額を訂正したものは無効です。
本票に印字全文が書き込まれることのある場合があります。
裏面に詳しく記載されています。

領収書
ローソン 吉川北店
5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

收受 平成 29 年 4 月 14 日
 決裁 平成 29 年 4 月 17 日
 処理 平成 29 年 4 月 17 日

整理番号	3491	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 ・ 09_事務費 05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 3月請求分 8,501 円の内 議員事務所 4,250 円/月 詠桜会(後援会) 4,251 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備 考
	事務所費 電話代	4,250	8,501 円の1/2 3月請求分
	《合 計》	4,250	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 奥野 詠子 様 お客様番号 2017年 3月ご請求分 金額(円) ¥8,501- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 247479 17.3.31 ローソン富山 掛尾北店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			

收受 平成 29 年 4 月 14 日
 決裁 平成 29 年 4 月 17 日
 処理 平成 29 年 4 月 17 日